

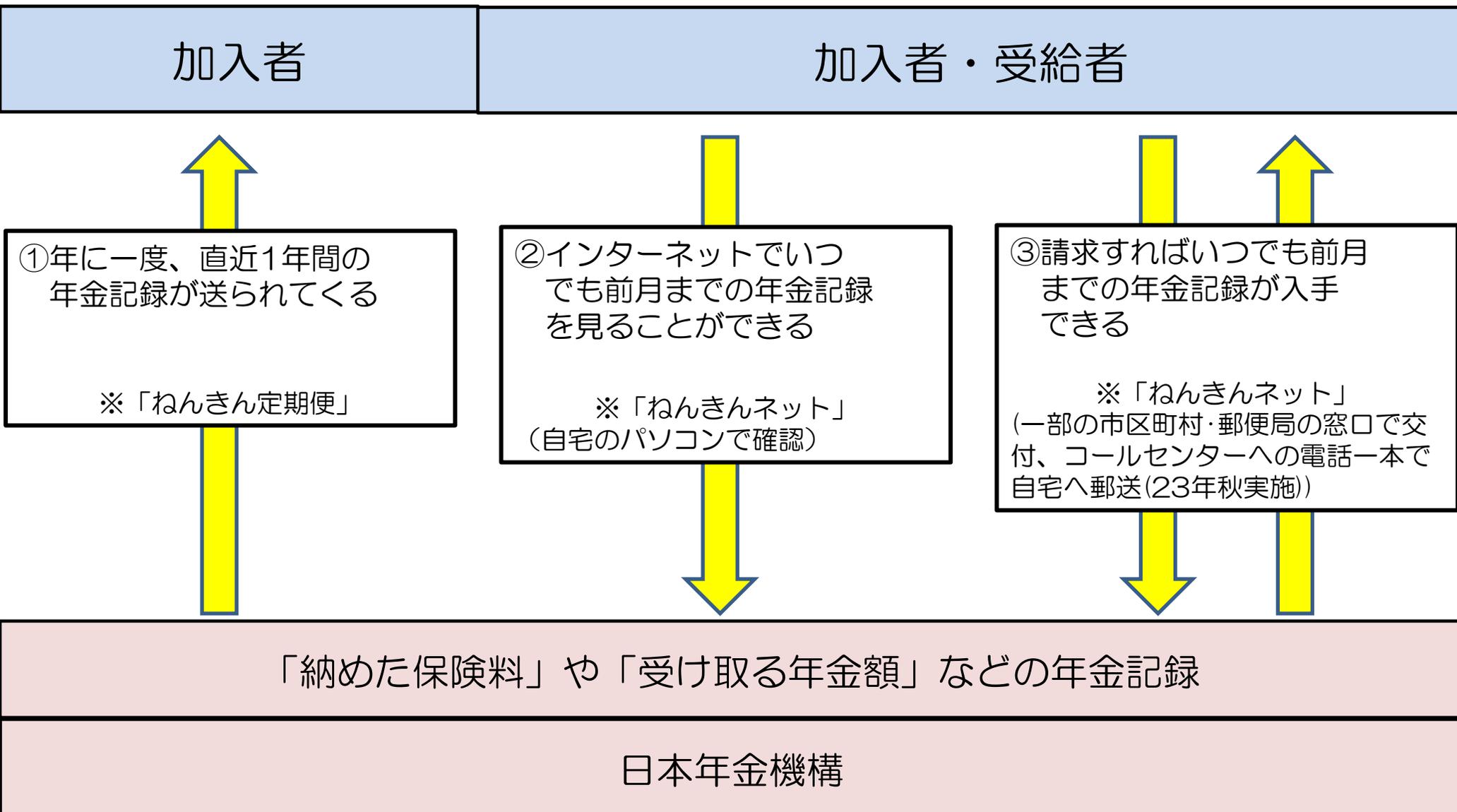
# ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会 資料

- 1. 年金記録提供サービスの概要 . . . . . 1
- 2. 年金記録提供の経緯について . . . . . 3
- 3. 「ねんきん定期便」の概要 . . . . . 5
- 4. 電子版の「ねんきん定期便」に係る年金記録の提供について . . . . . 7
- 5. 「ねんきん定期便」の根拠規定 . . . . . 8
- 6. 「ねんきんネット」の概要 . . . . . 10
- 7. 「ねんきんネット」サービスのポイント . . . . . 11
- 8. 「ねんきんネット」の画面イメージ . . . . . 12
- 9. 「ねんきんネット」の利用方法 . . . . . 17
- 10. 「ねんきんネット」の利用状況 . . . . . 19
- 11. 「ねんきんネット」の機能追加（予定） . . . . . 20
- 12. インターネットが使えない方向けの「ねんきんネット」の年金記録の提供方法 . . . . . 22
- 13. 諸外国の年金情報提供の比較 . . . . . 23

〔 平成 23 年 8 月 9 日 〕  
〔 日本年金機構 〕



# 年金記録提供サービスの概要（1）



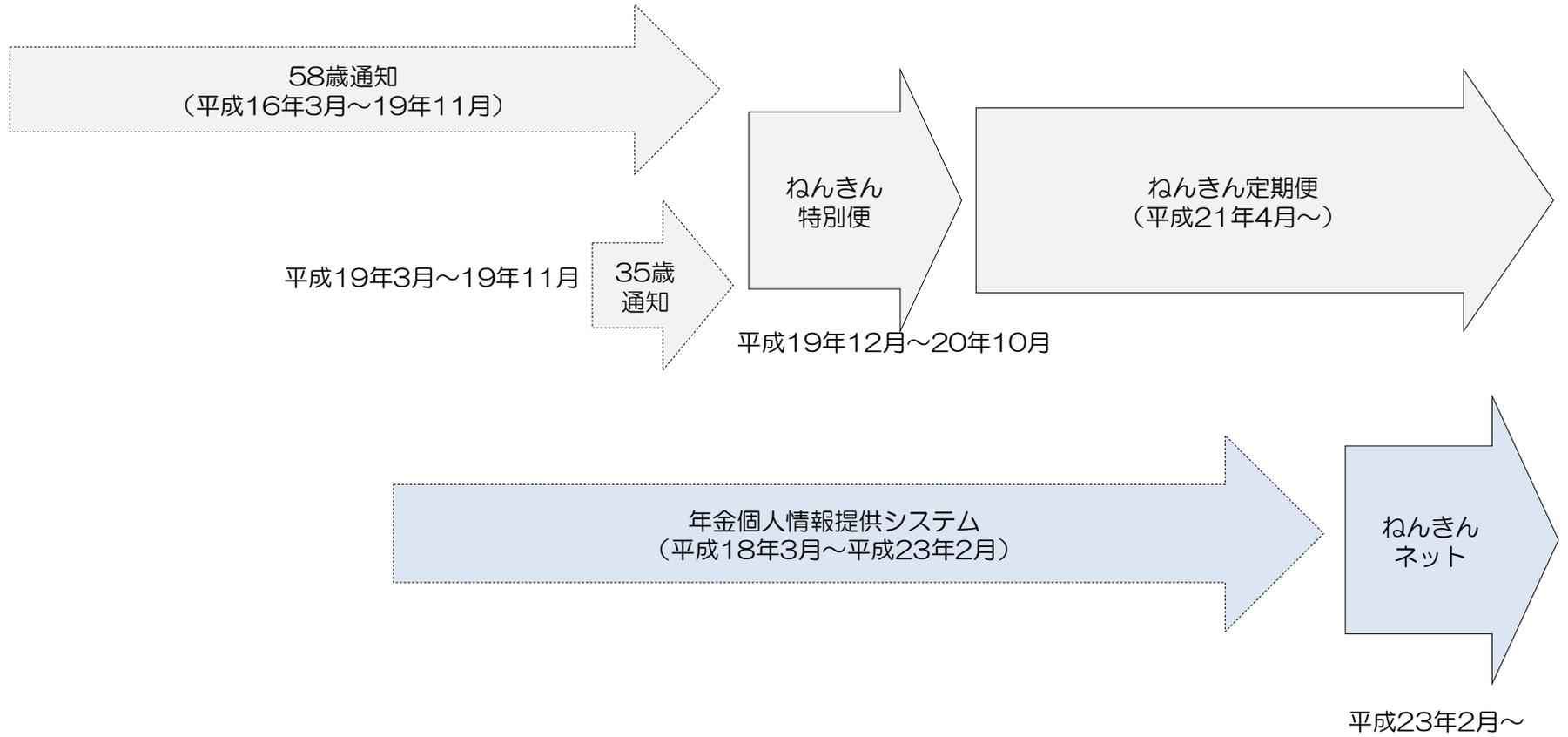
# 年金記録提供サービスの概要（2）

		頻度	対象者	特性
郵送	ねんきん定期便 ① (注)	年1回 誕生月に送付	被保険者 (節目年齢を除く)	✓ 直近1年分の年金記録を毎年度郵送
			節目年齢の被保険者 (35、45歳、58歳)	✓ 全期間の年金記録を節目年齢に郵送
(インターネット 自宅パソコン)	ねんきんネット ②	24時間いつでも 閲覧可能	被保険者 ・ 受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ インターネットでの情報提供のため、いつでも年金記録を確認することができる。</li> <li>✓ 月次更新の年金記録を照会することができる。</li> <li>✓ 未加入・期間重複等、ご確認いただきたい記録を色つきで表示し、注意喚起することが可能。</li> <li>✓ ユーザIDの取得が必要</li> </ul>
(電話 郵送)	コールセンター ③	ご本人から 随時申し出		✓ 平成23年秋から「ねんきんネット」の郵送対応を実施
窓口	市区町村 ③			✓ 約300の市区町村で「ねんきんネット」の記録の交付を実施中
	郵便局 ③			✓ 204局の郵便局で「ねんきんネット」の記録の交付を試行実施中
	年金事務所		✓ 社会保険オンラインシステムで管理している直近の年金記録を確認可能	

(注)①～③は、前ページの①～③に対応している。

# 年金記録提供の経緯について（1）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



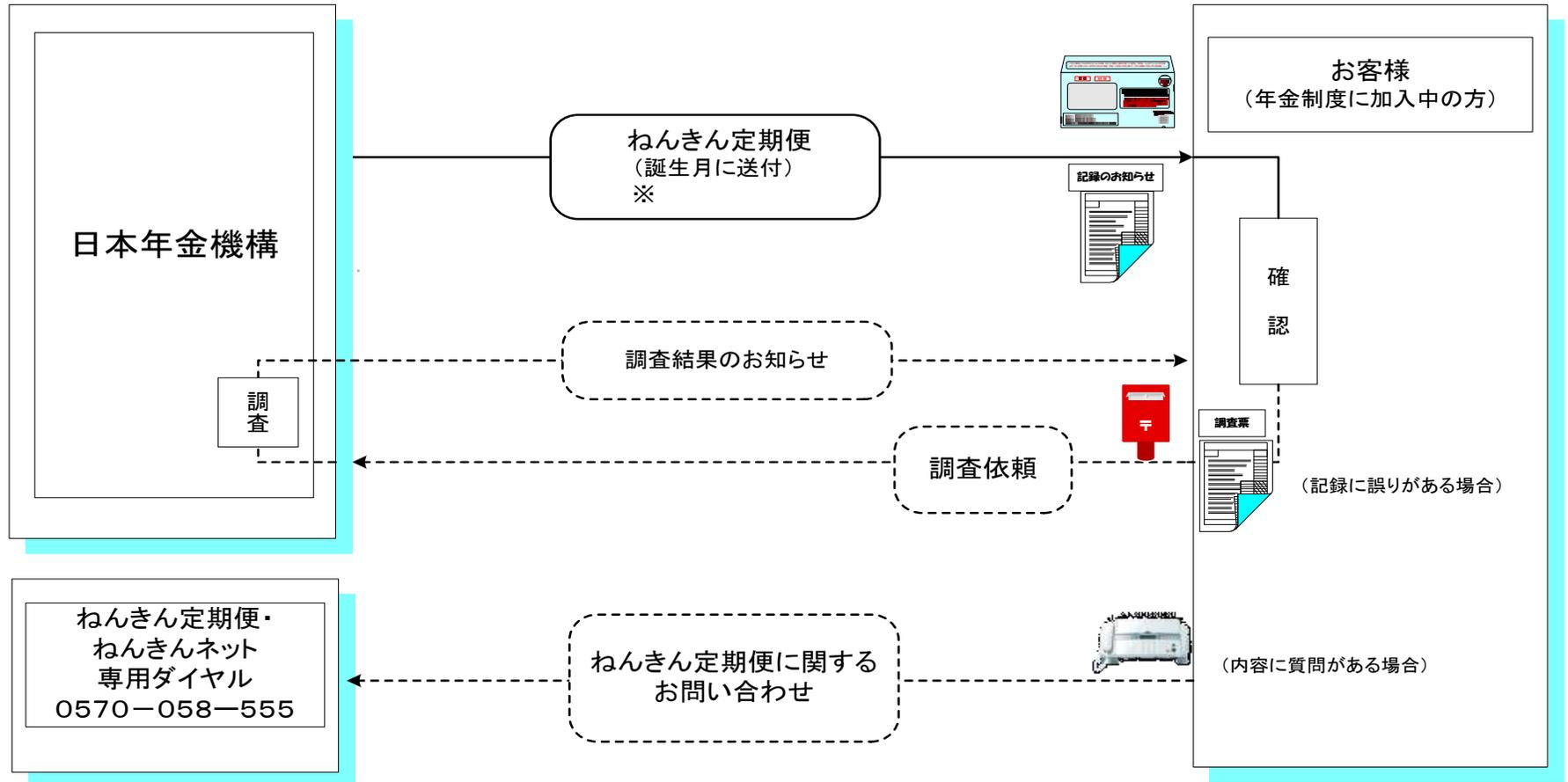
## 年金記録提供の経緯について（2）

- 平成16年 3月 年金受給が近づいた58歳到達者に対して、事前に年金記録を送付することで年金の手続きに要する期間を短縮することを目的として、58歳通知の送付を開始。
- 平成16年 6月 平成16年改正法において、平成20年4月から「厚生労働大臣は、年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令に定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知する」こととされた。（ねんきん定期便）
- 平成18年 3月 国民サービスの向上や相談窓口の混雑緩和を図るため、インターネットを活用した年金個人情報の提供サービスを開始。（年金個人情報提供システム）
- 平成19年 3月 「ねんきん定期便」の前倒しとして、老齢基礎年金の受給に必要な25年の保険料納付期間を確保することができる35歳到達者に対して年金加入記録の送付を開始。（35歳通知）
- 平成19年12月 年金記録問題への対応として「5000万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し「ねんきん特別便」を送付し、平成20年4月からは、その他すべての受給者や加入者全員に対しても「ねんきん特別便」を送付。
- 平成21年 4月 すべての加入者に対し毎年誕生日に「ねんきん定期便」の送付を開始。
- 平成23年 2月 年金記録問題の再発を防止するため、受給者や加入者の方々がいつでもご自身の年金記録を確認できる環境として、「ねんきんネット」サービスを開始。

# 「ねんきん定期便」の概要（１）

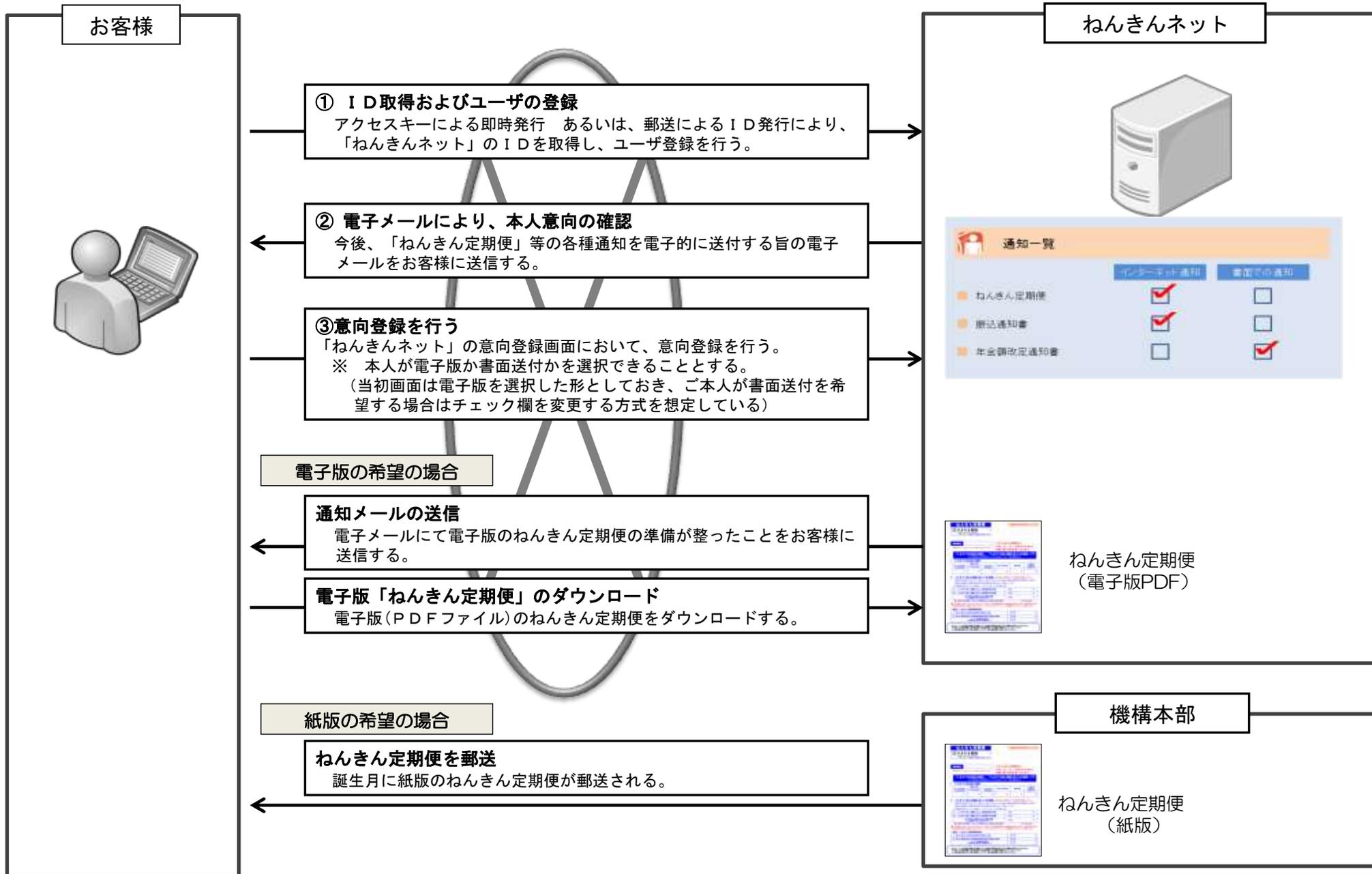
<p>目的</p>	<p>年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を確保するため、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。</p>												
<p>根拠規定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国民年金法 第14条の2、厚生年金保険法 第31条の2</li> <li>➢ 平成20年6月27日開催 年金記録問題に関する関係閣僚会議</li> </ul>												
<p>通知する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年金加入期間</li> <li>② 年金見込額（50歳未満の方は加入実績に応じた年金見込額を、50歳以上の方は「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額を提供）</li> <li>③ 保険料の納付額</li> <li>④ 年金加入履歴</li> <li>⑤ 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額</li> <li>⑥ 国民年金の期間の月毎の保険料納付状況</li> </ul> <p>※節目の年齢（35歳、45歳及び58歳）の方には全期間を、その他の年齢の方には直近の1年間の年金加入記録及び保険料納付状況をお知らせ。なお、平成21年度においては、すべての方に全期間の年金加入記録及び保険料納付状況をお知らせした。</p>												
<p>事業実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成21年度においては、記録問題の解決のため、全加入者に対し個人々の全加入期間のデータをねんきん定期便で送付し、その結果、142万人の方から年金記録の調査の申し出をいただいたところ。</li> <li>➢ 平成22年度より、節目年齢（35、45、58歳）の方に、全加入期間の記録を送付。節目年齢以外の方には、直近の1年分の記録を送付。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4"><b>送付実績</b></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;"><b>平成21年度</b></td> <td style="width: 25%;">6,673万件</td> <td style="width: 25%;"><b>平成23年度（予定）</b></td> <td style="width: 25%;">6,523万件</td> </tr> <tr> <td><b>平成22年度</b></td> <td>6,610万件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<b>送付実績</b>				<b>平成21年度</b>	6,673万件	<b>平成23年度（予定）</b>	6,523万件	<b>平成22年度</b>	6,610万件		
<b>送付実績</b>													
<b>平成21年度</b>	6,673万件	<b>平成23年度（予定）</b>	6,523万件										
<b>平成22年度</b>	6,610万件												
<p>今後の予定</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"><b>課題</b></td> <td>➢ インターネットサービスの活用による郵送からネットへの移行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>対応</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成23年度の郵送による定期便を活用して「ねんきんネット」のユーザID・パスワードを取得するための「アクセスキー」を配布し、全加入者にユーザIDの取得を促す。</li> <li>➢ 平成24年度以降、「ねんきんネット」のユーザID取得者に対し、「ねんきん定期便」の電子版を送付</li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>課題</b>	➢ インターネットサービスの活用による郵送からネットへの移行	<b>対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成23年度の郵送による定期便を活用して「ねんきんネット」のユーザID・パスワードを取得するための「アクセスキー」を配布し、全加入者にユーザIDの取得を促す。</li> <li>➢ 平成24年度以降、「ねんきんネット」のユーザID取得者に対し、「ねんきん定期便」の電子版を送付</li> </ul>								
<b>課題</b>	➢ インターネットサービスの活用による郵送からネットへの移行												
<b>対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成23年度の郵送による定期便を活用して「ねんきんネット」のユーザID・パスワードを取得するための「アクセスキー」を配布し、全加入者にユーザIDの取得を促す。</li> <li>➢ 平成24年度以降、「ねんきんネット」のユーザID取得者に対し、「ねんきん定期便」の電子版を送付</li> </ul>												

# ねんきん定期便の概要（2）



※ 将来的には、郵送に代えて、インターネットを通じた通知を可能とすることを検討中。  
23年度には、ねんきんネットのユーザID・パスワードを取得するためのアクセスキーをねんきん定期便で配布。

# 電子版の「ねんきん定期便」に係る年金記録の提供について(案)



# 「ねんきん定期便」の根拠規定（国民年金）

## ○ 国民年金法 第14条の2

厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

## ○ 国民年金法施行規則 第15条の2

法第14条の2の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。ただし、厚生年金保険法施行規則第12条の2の規定による厚生労働大臣の通知が行われる場合は、この限りでない。

一 次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 第1号被保険者としての被保険者期間 被保険者期間の月数、最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況及び被保険者期間における保険料の納付状況に応じた保険料の総額

ロ 第2号被保険者としての被保険者期間（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。（次項第2号においても同じ。）） 厚生年金保険法施行規則第12条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項

ハ 第3号被保険者としての期間 被保険者期間の月数

二 老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金の額の見込額

三 その他の必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が35歳、45歳及び58歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況及び厚生年金保険法施行規則第12条の2第1項第2号に掲げる事項を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一 被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更の履歴（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者としての期間を除く。）

二 すべての第1号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに第2号被保険者としての被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

# 「ねんきん定期便」の根拠規定（厚生年金）

## ○ 厚生年金保険法 第31条の2

厚生労働大臣は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

## ○ 厚生年金保険法施行規則 第12条の2

法第31条の2の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- 一 被保険者期間の月数
- 二 最近一年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額
- 三 被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る。）
- 四 国民年金法施行規則第15条の2第1項第1号（ロを除く。）に掲げる事項
- 五 国民年金法による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）及び老齢厚生年金の額の見込額
- 六 その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が35歳、45歳及び58歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間における保険料の納付状況を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- 一 国民年金法施行規則第15条の2第2項第1号に掲げる事項
- 二 すべての国民年金法第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者としての被保険者期間における保険料の納付状況並びに被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

# 「ねんきんネット」の概要について

<p>目的</p>	<p>[1]国民サービスの向上 自宅に居ながらにして、自分の年金記録の確認を可能とする。</p> <p>[2]年金記録問題の解決 行政側からのアプローチ（紙台帳との突合せ等）に加えて、国民の側からの記録確認の主要ツールとする。</p> <p>[3]年金業務の効率化 各種通知を電子化するなど業務の効率化を行う。</p>
<p>根拠規定等</p>	<p>➤ 厚生労働大臣が定める「日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標」（中期目標）における「常に年金記録が確認できる仕組みによる加入情報の提供」の実施</p>
<p>通知する情報</p>	<p>➤ <b>ねんきん定期便とほぼ同等の情報を提供</b></p> <p>① 年金加入期間    ② 年金見込額    ③ 年金加入履歴    ④ 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額</p> <p>⑤ 国民年金の期間の月毎の保険料納付状況</p> <p>※ 「保険料の納付額」は平成23年秋に対応。</p>
<p>事業実績</p>	<p>➤ ユーザID発行数 約23万件</p> <p>➤ インターネットへの照会件数 約41万件</p> <p>※平成23年7月23日現在</p>
<p>今後の対応</p>	<p>課題</p> <p>➤ 「ねんきんネット」を相談窓口やコールセンターと並ぶ業務の柱とするための利用者の拡大及び機能の拡充</p>
	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金事務所における対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金の新規裁定等で来訪されたお客様に「ねんきんネット」のID取得をお願いする。（パンフレットの交付等）</li> <li>・ 求めに応じて、ご本人の「アクセスキー」の発行を可能とする。（23年秋より予定）</li> </ul> </li> <li>○ 23年秋以降、①自分自身で年金見込み額の試算、②5万件の国民年金の死亡者の検索が可能となることから、50歳台～60歳台の退職準備世代など、単なる記録確認以外のニーズを持つ利用者層へのキャンペーンを実施</li> <li>○ 合わせて、利用者のニーズに合った機能を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3号被保険者不整合期間の注意喚起</li> <li>・ 5000万件の未統合記録等の検索</li> <li>・ 電子版「ねんきん定期便」の実施</li> </ul> </li> </ul>

# 「ねんきんネット」サービスのポイント

## 1. いつでも、最新の年金記録が確認できます！

24時間いつでも、「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録を確認できます。今後「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。

## 2. 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

## 3. 「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります！

画面の指示に従って、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

## 4. 将来の年金額が試算できます！

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」といった知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能を平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。

1-1 各月の年金記録の概要

各月の年金記録を表示しています。各月の年金記録を確認するとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(ほかのメニューで開きます)

【各月の年金記録の発見を表示する】

年	月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成26年度 20歳	未納	未納	未納	未納	未納	未納									
平成25年度 21歳	未納	未納	未納	未納	未納	未納									
平成24年度 22歳	未納	未納	未納	未納	未納	未納									
平成23年度 23歳	未納	未納	未納	未納	未納	未納									
平成22年度 24歳	未納	未納	未納	未納	未納	未納									
平成21年度 25歳	未納	未納	未納	未納	未納	未納									
平成20年度 26歳	未納	未納	未納	未納	未納	未納									

※ 「各月の年金記録の概要」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「未納」表示に加入していた月は、「未納」と表示しております。

※ 各年度の概要表示をご確認いただき、問題がなければ【確認済みのない】ボタンを押すことにより、確認済みを消去して表示させることができます。

「年金記録情報照会」画面イメージ

1 入力情報の一覧

あなたが入力された試算条件や試算結果の一覧を表示しています。試算条件は、最大4カターンまで登録することができ、グラフや表を用いた年金額の比較を行うことができます。

No.	パターン名称	試算開始日	65歳未満予定年金額(月額)	65歳未満予定年金額	総額	グループ	修正/補正コード
1	再就職し65歳まで在職	平成23年12月12日	49,800円	63歳00ヶ月	1000	0	修正/補正
2	61歳から繰上げ	平成23年12月12日	66,600円	61歳00ヶ月	1000	0	修正/補正

66+ 67+ 68+ 69+ 歳

「年金見込額試算」画面イメージ(平成23年10月末予定)

# 「ねんきんネット」の画面イメージ

## (1) ログイン後トップページ

○ログイン後のトップページから年金記録照会に遷移する。

The image displays two screenshots of the 'ねんきんネット' (Nenkin Net) website. The left screenshot shows the home page with a red box around the '年金記録照会' (Annual Record Inquiry) button. A black arrow points to the right screenshot, which shows the '年金記録照会' page with a red box around a list of menu items: '1-1 各月の年金記録の情報', '1-2 年金記録準備情報', '1-3 加入期間の情報', '1-4 加入期間の情報', '2 これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報', and '3 老齢年金の見込額の情報'.

年金記録照会では、主に次のような情報を確認できる。

- ①各月の年金記録の情報
- ②加入期間の情報
- ③これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報(50歳未満)
- ④老齢年金の見込額の情報(50歳以上)

## (2)各月の年金記録情報

- ①年金加入開始から現在までの年金加入記録について、月単位の加入制度を確認できる。
- ②年金記録の確認において、特にご注意いただきたい部分(国年未納、国年期間と厚年期間の重複、標準報酬月額の変動月など)を、朱書きで表示する。

各月の年金記録情報から任意の月を選択すると、選択した月の納付状況や標準報酬月額などの詳細情報を確認できる。

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成19年度	20歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成19年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成17年度	22歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成18年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成19年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成20年度	25歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成21年度	26歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成22年度	27歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年



日本年金機構 ねんきんネット

国民年金

対象年月	平成21年〇〇月
納付状態	国民年金の納付記録(会社員(厚生年金加入)、公務員(共済組合等加入)の記録載り)

厚生年金

対象年月	平成21年〇〇月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社
厚生年金基金	基金加入
標準報酬月額	250,000円
標準賞与額	—

船員保険

対象年月	平成21年〇〇月
お勤め先の船舶所有者名称	〇〇船船
標準報酬月額	250,000円
標準賞与額	—

### (3) 年金制度毎の加入記録照会

○各月の年金記録情報画面から、年金制度毎の詳細情報を確認できる。

国民年金加入記録画面では、現在までの納付状況や免除などの詳細情報を確認できる。

確認したい年金制度を選択する。

国民年金加入記録

これまでの国民年金加入記録を表示しています。

未納期間のうち、納可(青色かつ破線)の表示がある部分については、納付可能な保険料未納期間ですので、すみやかに納付してください。(この記録は、年金記録照会画面にある更新年月日時点の記録です。)

国民年金詳細表示に関する注意を表示する

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成17年度	20歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
平成18年度	21歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民						
平成19年度	22歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民						
平成20年度	23歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民						
平成21年度	24歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民						
平成22年度	25歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民						
平成23年度	26歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民						
平成24年度	27歳	国民	国民	国民	国民	国民	国民						

厚生年金記録画面では、現在までの就業情報(会社名、就職・退職年月等)や標準報酬月額などの詳細情報を確認できる。

## (4) 加入期間の情報

○年金制度毎の加入期間を確認できる。

国民年金

第1号被保険者(a)		厚生年金	
納付済月数	056	加入月数	067
全額免除月数	000	加入期間(a)	067
4分の3免除月数	000	船員保険	
半額免除月数	000	加入月数	008
4分の1免除月数	000	加入期間(a)	008
学生納付特例等月数	000	共済組合等	
第2号被保険者(b)		加入月数(b)	000
第2号被保険者月数	000	合計期間	
納付月数合計(a)+(b)	056	(a)+(b)+(d)+(e)+(f)	131
未納月数(c)	002		
加入月数(a)+(b)+(c)	056		

厚生年金

船員保険

共済組合等

合計期間

国民年金の場合、  
納付済や免除、未納などの累計月数  
を確認できる。

厚生年金、船員保険の場合、  
加入期間を確認できる。

## (5) 年金額試算の情報又は老齢年金の見込額の情報

- ① 50歳未満の方に対しては、これまでの加入実績により試算した老齢年金額を表示する。
- ② 50歳以上の方に対しては、直近の年金加入状態を60歳まで延長し、老齢年金の見込額を表示する。

2 あなたの年の年金額試算

あなた定期額と同じ情報を表示しております。この情報は一年に一度、誕生日に更新されます。以下のあなたの年の年金額試算の情報は、平成25年4月17日時点の年金記録に基づき作成されております。  
なお、この試算は現在の納付額に基づいて算出されており、今後の納付により試算額は変わります。また、年金を受給するには受給資格(保険料が4年未満の期間+保険料が免除されていた期間+各算料対象期間の合計が5年以上であること)が必要です。

※詳細は詳しく  
老齢基礎年金額及び老齢厚生年金額の計算はこちらをご覧ください。(別ウィンドウで開きます)

2-1 これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	360,000円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	152,000円
(3) これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【(1)老齢基礎年金 + (2)老齢厚生年金】	(年額)	515,000円

上記の年金額を、仮に70歳開始とした場合の合計額は、10,300,000円になります。

年金の受給要件(25年加入等)は考慮せず、加入実績により試算した年金額を表示。(50歳未満)

2-1 老齢年金の見込額の情報

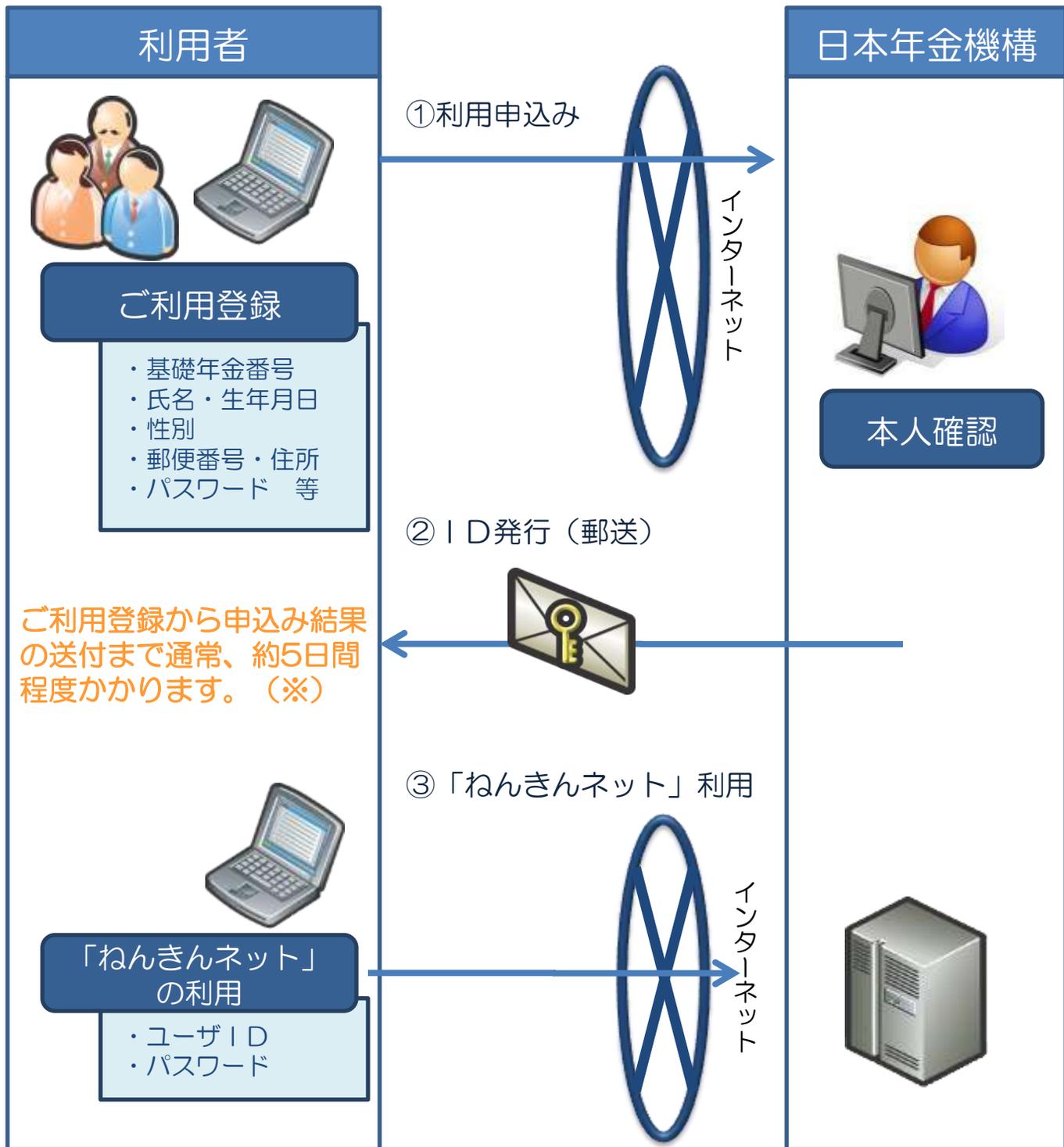
年金を受けられる年齢	*****歳	80歳	65歳	
年金の種類と年金額(見込額)	基礎年金	—	—	
		老齢基礎年金 360,000円		
	厚生年金	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) *****円	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) 2,400,000円	老齢厚生年金 (報酬比例部分) 2,412,000円
		(定額部分) 80,000円		(経過的計算部分) 80,000円
年金額(見込額)	*****円	2,480,000円	2,632,000円	

▲このページのトップに戻る

年金の受給要件、生年月日・性別を考慮し、受給可能な年金の種類及び年金見込額を表示。(50歳以上)

# 「ねんきんネット」の利用方法

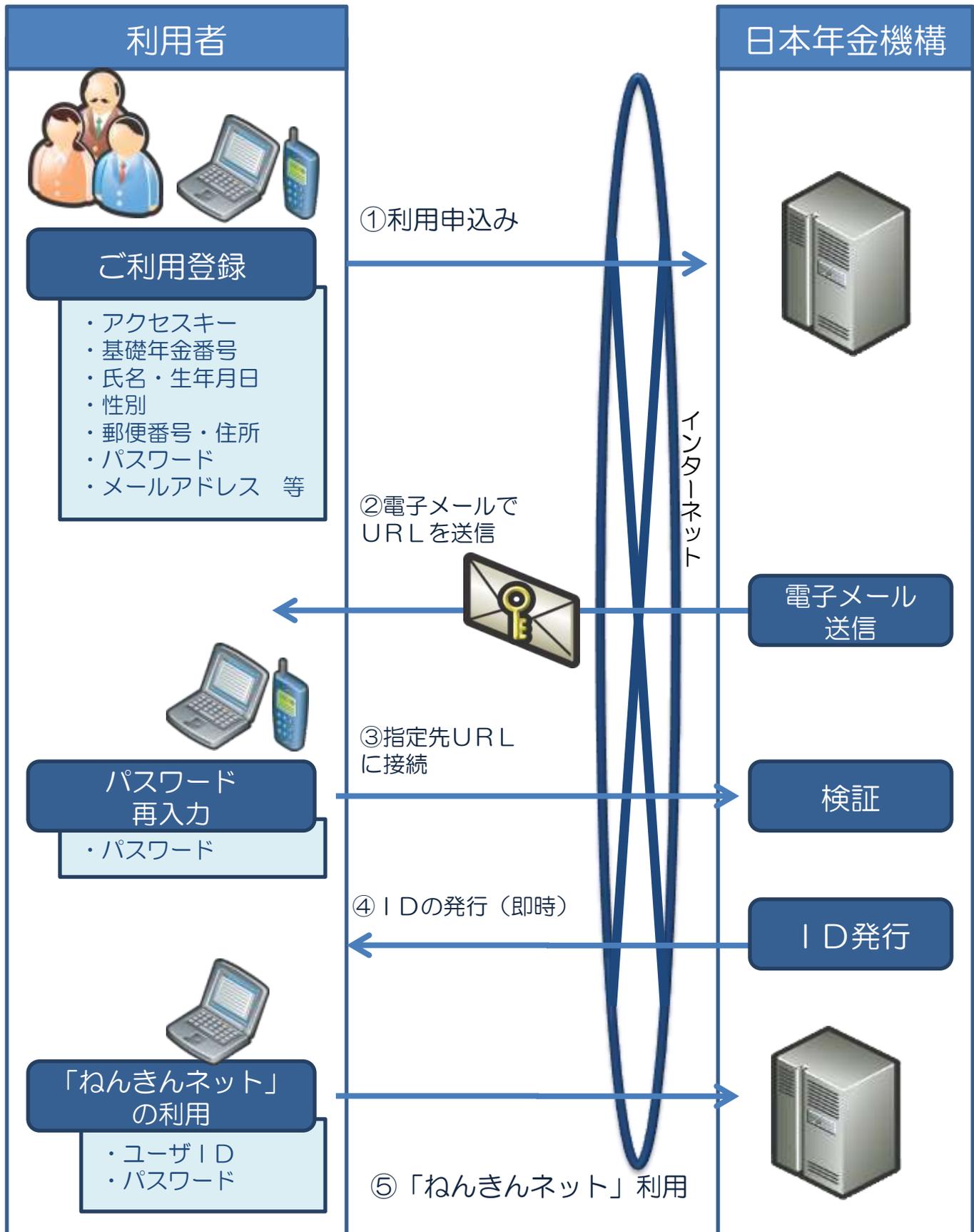
## 1. アクセスキーをお持ちでない方の「ねんきんネット」のご利用登録の流れ



※ 申込みが集中した場合、ユーザIDの発行に期間を要することがあります。

## 2. アクセスキーをお持ちの方の「ねんきんネット」のご利用登録の流れ

アクセスキーをお持ちの場合、即時でユーザIDが発行されます。



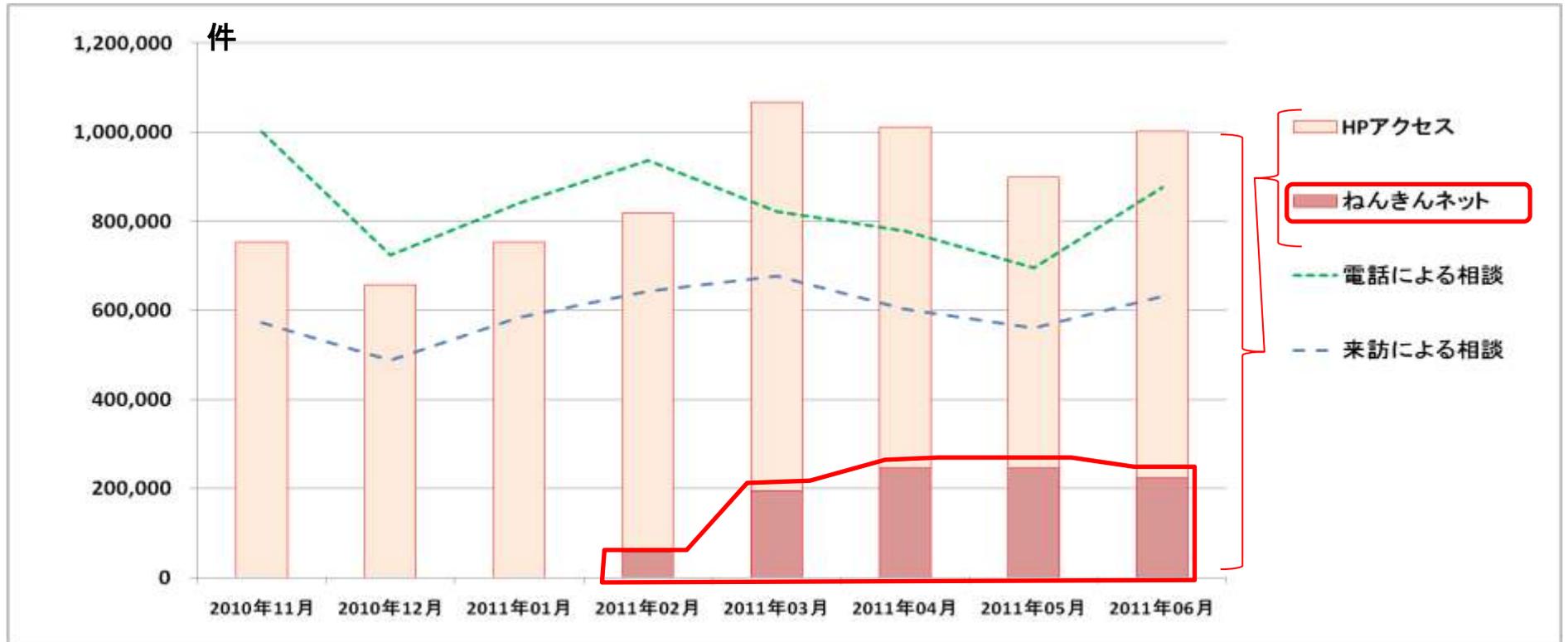
# 「ねんきんネット」の利用状況

## (1) 事業状況(2/28～7/23)

ユーザID発行件数			記録照会件数				
228,033	新規申込	既ID保有者の切替※	405,342	インターネット	市区町村	郵便局	年金事務所等
	189,720	38,313		398,858	1,761	148	4,575

※旧「年金個人情報提供サービス」のユーザIDをお持ちの方が、「ねんきんネット」の新ユーザIDに切り替えた件数

## (2) ホームページ等へのアクセス件数



# 「ねんきんネット」の機能追加（予定）

		22年度	平成23年度												平成24年度																
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
リリース		1次リリース			2次リリース												3次リリース			4次リリース (24年度予定)											
機能の概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期便に同封する「アクセスキー」によるユーザーIDの即時発行</li> <li>● 記録の「漏れ」や「誤り」の発見が容易になるよう、年金未加入の期間等を強調表示</li> <li>● 「私の履歴整理表」の入力が容易になる支援機能</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>繰り上げ、繰り下げ、在職老齢年金等の各種条件での年金見込額試算</u></li> <li>● 国民年金特殊台帳の死亡者記録の検索</li> <li>● 保険料納付済額の表示</li> <li>● 脱退手当金支給期間の表示</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ねんきん定期便」等各種通知の電子化</li> <li>● 事後納付や3号不整合期間の追納に伴う年金見込額試算</li> <li>● 3号不整合期間の注意喚起</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5,000万件の未統合記録検索 [検討中]</li> <li>● 紙台帳等の死亡者記録の検索</li> <li>● 旧台帳（1466万件）記録の検索</li> <li>● 旧令共済組合員データの検索</li> </ul>											

# 「ねんきんネット」の機能追加(年金見込額試算)

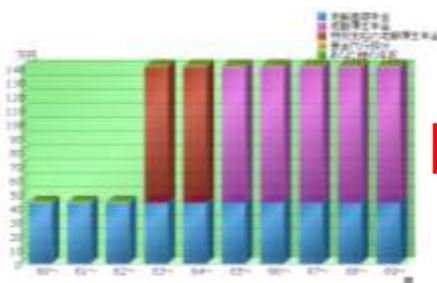
## あんしんなセカンドライフプランのために

平成23年度秋より、「ねんきんネット」で、年金見込額試算の機能がご利用になれます。  
日本年金機構で管理しているあなたの年金加入記録に基づいているので、その他の簡易的な年金受給シミュレーションと異なり、より安心・確実な計算がなされます。

① 画面で簡単な質問に答えるだけで



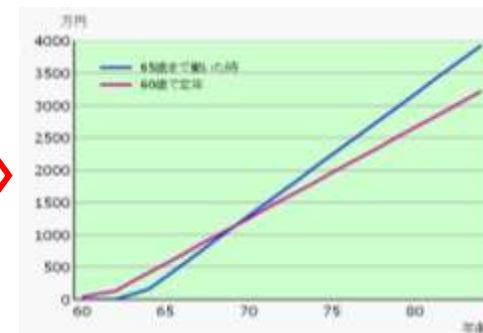
② 年金見込額がすぐに表示されます。



③ 色々なパターンで試算して

パターン名称	加入期間	月額給付額(円)	受給開始年齢	備考
1. 厚生年金と基礎年金	平成22年12月1日～	48,800円	65歳06月	※
2. 基礎年金繰上げ	平成22年12月1日～	65,500円	63歳06月	※

④ グラフ化して表示し、比較できます。



- 質問形式で、誰でも簡単に、  
(1) 加入制度  
(2) 今後の就労状態  
(3) 受給開始年齢  
を入力できる。

- 試算条件(老齢基礎年金と老齢厚生年金の、繰上/繰下)の設定と確認
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金、あなたの収入を積み重ねて表示。

- 過去に条件設定した各パターンを一覧を登録でき、何度でも確認できる。

- 各パターンの試算結果をグラフ化し、わかりやすく比較することができる。

# インターネットが使えない方向けの「ねんきんネット」の年金記録の提供方法

## 窓口での配布



お客様



### ①市区町村等来訪

本人確認書類等を持参し、市区町村・郵便局等を来訪

### ⑤印字された年金記録の受け取り

窓口職員が印字した該当する年金記録とリーフレットを受け取る。

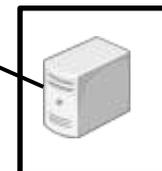
お客様



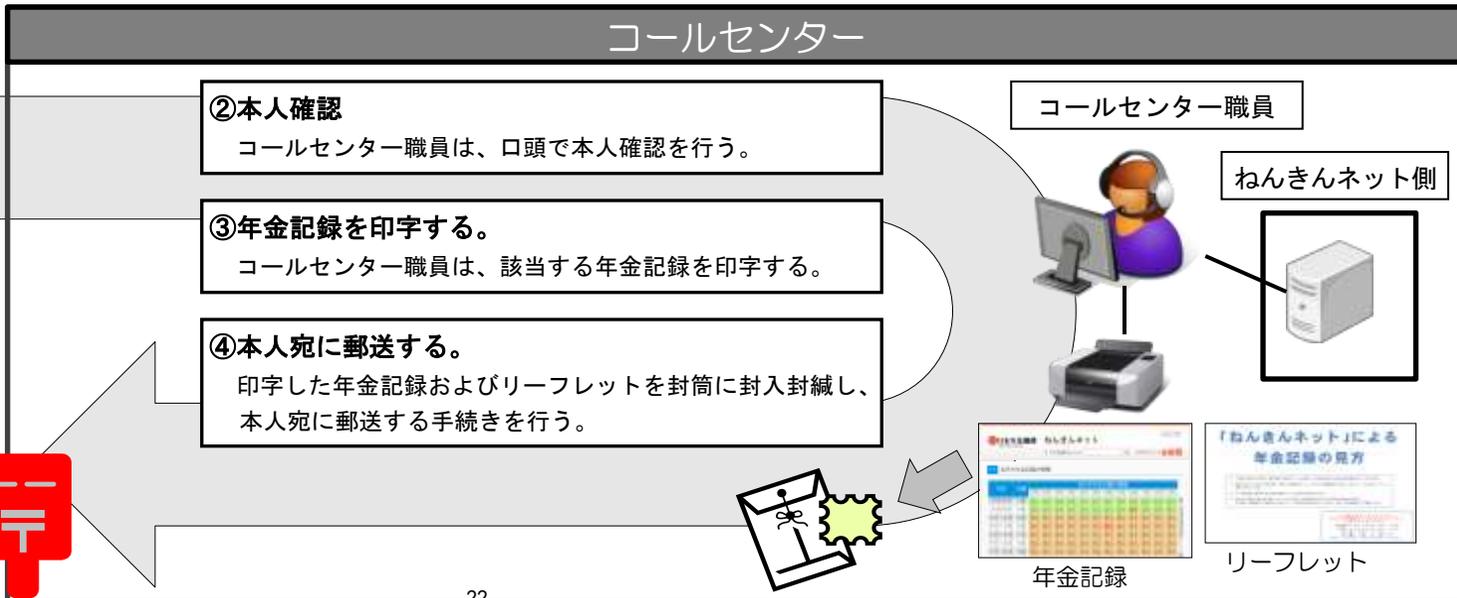
窓口職員



ねんきんネット側



## コールセンターでの郵送



お客様



### ①コールセンターに電話

年金記録の郵送を依頼するためコールセンターに電話する。

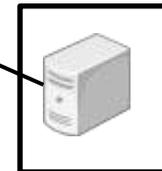
### ⑤年金記録の受け取り

郵送された年金記録とリーフレットを受け取り中身を確認する。

コールセンター職員



ねんきんネット側



# 諸外国の年金情報提供の比較

	スウェーデン	フィンランド	フランス	ドイツ	アメリカ	イギリス	韓国
対象者	年金加入歴を保有する被保険者	受給者以外の18歳～67歳の者	35歳以上のクレジット獲得者	5年以上の納付期間を有する27歳以上の被保険者	25歳以上の被保険者	請求者（受給開始年齢到達の30日前まで）	18～59歳の被保険者
発行頻度	毎年	毎年	5年ごと	毎年	毎年	請求に応じて随時発行	毎年
提供する年金情報（納付額等）	✓保険料納付及び運用の記録 ✓年金見込額（28歳以上）	✓保険料納付に関する記録 ✓年金見込額（50歳以上）	✓保険料納付に関する記録 ✓年金見込額（55歳以上）	✓保険料納付に関する記録 ✓年金見込額	✓保険料納付に関する記録 ✓年金見込額	✓保険料納付年数 ✓年金見込額	✓保険料納付に関する記録 ✓年金見込額
送付形態	郵送及び電子通知	郵送または電子通知	郵送及び一部電子通知	郵送または電子通知	郵送のみ ※財政上の問題から一時停止 ※現在、電子通知への移行を検討	郵送のみ	郵送及び電子通知

出典：スウェーデン社会保険庁：事業年報「オレンジレポート 2007年」

([http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk\\_publishing/Dokument/Publikationer/arsredovisningar/orange\\_rapport\\_2007\\_engelsk.pdf](http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk_publishing/Dokument/Publikationer/arsredovisningar/orange_rapport_2007_engelsk.pdf)) European Colloquium, communication on pension rights in Europe 2010 (<http://rvponp.eventplus.be/page/16/PRESENTATIONS/>)  
 ISSA 世界の社会保障制度一覧 アジア・太平洋／2010年 (<http://www.socialsecurity.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2010-2011/asia/index.html>)  
 各国年金運営機関のウェブサイト